

装輪車両の修理費限度基準について（通達）

昭和 47 年 6 月 12 日

陸幕武第 303 号

改正	昭和48年 6 月12日 陸幕武第344号	昭和53年 1 月13日 陸幕監理第 1 号
	昭和59年 5 月28日 陸幕武化第270号	昭和61年 2 月 6 日 陸幕武化第93号
	昭和61年 7 月19日 陸幕武化第452号	昭和63年 2 月27日 陸幕武化第128号
	平成10年 3 月26日 陸幕武化第172号	平成13年 3 月16日 陸幕武化第123号
	平成19年 3 月28日 陸幕法第61号	平成20年 3 月26日 陸幕武化第123号
	平成21年 2 月 3 日 陸幕法第10号	平成30年 3 月30日 陸幕武化第187号
	令和 3 年 3 月12日 陸幕法第101号	

陸上総隊司令官
各方面總監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長の命により

総務課長

（例規 75）

装輪車両の修理費限度基準について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

なお、38. 8. 27 陸幕発武第 454 号「装輪車両の経済的修理費限度基準試行について通達」（例規 75）は廃止する。

記

1 目的

装輪車両の修理に要する経費の経済的限度を明らかにして車両整備業務の経済的運営を務めるとともに旧型車両の円滑な更新を図る。

2 適用範囲

物品管理区分車両に属する装輪車両に適用する。ただし、供与車両については第 5 項第 2 号は適用しない。

3 修理費限度基準

- (1) 車両の使用年数に応ずる修理費の限度基準は、別紙第1のとおりとする。
- (2) 修理費は、部品費及び材料費並びに労務費の合計額とする。
- (3) 使用年数は、車両の登録年月日から経過年数とする。ただし、ある時期補給処において引き続き1年以上長期保管の状態にあった場合は、保管期間1/2を経過年数から差し引いた年数をもって使用年数とする。算定の結果1年に満たない期間は四捨五入する。

4 修理費の見積り

- (1) 修理費の見積りは、車両を十分に使用可能の状態に回復することを目標として行う。
- (2) 車両の第3段階の修理（外注修理を原則としている車両にあつては外注修理。以下同じ。）を行う場合、その修理費が修理費限度に達するか又は超えると判断される場合は、修理に先だつて修理費の見積りを行う。

- (3) 次の品目は、修理費の見積りから除外する。

タイヤ、チューブ、ほろ類、バッテリー、タイヤチェーン、携行工具、消火器、方向指示器、ウインドワイパ、ミラー、レフレクタ、ホーン、サイレン、運行記録計及び速度表示灯（付属品を含む。）

- (4) 部品費及び材料費は次による。

ア 部品費

部品費は、購入価格（直近の実績での購入割引率又は同等部品の実績での購入割引率を準用した価格）を使用する。

イ 材料費

材料費は、当該車両の修理に必要な見積額を使用する。

- (5) 労務費の算定は次による。

ア 工数は、修理作業に必要な直接工数とする。ただし、主組部品の交換を行う場合は、交換に要する工数のほか、当該組部品が修理可能の場合は修理に要する工数を計上する。

イ 労務費は、陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71-5号）別冊第1別紙第13第2項第3号に示す労務費の算定要領による。ただし、外注修理を原則とする車両にあつては、外注実績等を基礎として見積りを行う。

5 修理費限度基準の適用

- (1) 修理費の見積額が修理費限度基準以下の場合は、原則として修理を行うものとする。
- (2) 修理費の見積額は修理費限度基準以上の場合は、陸上自衛隊補給管理規則第68条に定める不用決定申請書を提出するものとする。不用決定申請書には、

次の書類を添付するものとする。

ア 装輪車修理適格性調査表（別紙第2）

イ 修理費見積表（別紙第3）

6 その他

- (1) 各種工作車は、搭載工具等を活用又は別途不用決定するので同型式の有蓋（がい）車の修理費限度基準を使用する。
- (2) 別紙第1に掲げる基本価格は、補給管理用目録武F-2に示す標準価格から処分価格及びタイヤ等（ほろ、バッテリーを含む。）の価格を差し引いたものである。

修 理 費 限 度 基 準

算定式 基本価格×使用年数に応ずる修理費

適 用 車 種	基本価格	使 用 年 数 に 応 ず る 修 理 費 比 率 (%)																		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
73式小型トラック及び1/2tトラック系	標準価格 ×0.88	91	83	74	65	57	48	39	31	22	13	5	5	5	5	5	5	5	5	5
1/2t溶接車	〃	93	86	79	73	66	59	52	45	38	32	25	18	11	5	5	5	5	5	5
73式小型トラック（対戦車誘導弾発射装置搭載用）及び 1/2tトラック（対戦車誘導弾発射装置搭載用）	〃	93	85	77	69	62	54	46	39	31	23	15	8	5	5	5	5	5	5	5
高機動車	〃	93	86	79	73	66	59	52	45	38	31	25	18	11	5	5	5	5	5	5
重迫けん引車	〃	93	86	80	73	66	59	53	46	39	32	26	19	12	5	5	5	5	5	5
73式中型トラック及び1 1/2 tトラック系並びに1 1/2t救 急車系	〃	93	86	79	73	66	59	52	45	38	32	25	18	11	5	5	5	5	5	5
73式大型トラック及び3 1/2 tトラック系	〃	93	86	80	73	66	59	53	46	39	32	25	19	12	5	5	5	5	5	5
各種修理車	〃	95	89	84	78	73	68	62	57	52	46	41	35	30	25	19	14	9	5	5
軽レッカ	〃	95	89	84	79	73	68	63	57	52	47	41	36	31	25	20	15	9	5	5
74式特大型トラック及び7 tトラック系	〃	95	89	84	79	73	68	62	57	52	46	41	36	30	25	20	14	9	5	5
重レッカ	〃	94	89	83	78	72	67	61	56	50	44	39	33	28	22	17	11	6	5	5
特大型セミトレーラけん引車	〃	94	88	82	75	69	63	57	51	45	38	32	26	20	14	8	5	5	5	5
燃料タンク車（7500ℓ）	〃	93	87	80	73	67	60	53	47	40	33	27	20	13	7	5	5	5	5	5
燃料タンク車（10000ℓ）	〃	91	82	73	64	55	45	36	27	18	9	5	5	5	5	5	5	5	5	5
中型トラック（4×2）	〃	89	79	68	58	47	37	26	16	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
救急車（4×2）	〃	89	78	68	57	46	35	25	14	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
中型トラック（雑運搬用）、移動測定車	〃	88	75	63	50	38	25	13	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
不発弾回収車	〃	92	83	75	68	58	50	42	33	25	17	8	5	5	5	5	5	5	5	5
大型トラック（4×2）	〃	92	84	75	67	59	51	43	34	26	18	10	5	5	5	5	5	5	5	5
特大型トラック（6×4）	〃	91	83	74	65	57	48	39	31	22	13	5	5	5	5	5	5	5	5	5
各種消防車、救難作業車、各種トレーラ	〃	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10	5	5
業務車1号	〃	87	74	61	48	36	23	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
各種業務車（業務車1号を除く）	〃	86	73	59	45	32	18	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
人員輸送車1号	〃	89	78	67	56	45	34	23	12	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
人員輸送車2号	〃	88	76	65	53	41	29	17	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
オートバイ（警務用）	〃	88	77	65	54	42	30	19	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
オートバイ（偵察用）	〃	87	74	62	49	36	23	11	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
乗用車	〃	86	71	57	43	29	14	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
教習用車両	〃	86	73	59	45	31	18	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽装甲機動車	〃	93	86	80	73	66	59	53	46	39	32	25	19	12	5	5	5	5	5	5
そ の 他	陸上自衛隊補給管理規則第67条を適用																			

(記載例)

表 題	装輪車修理適格性調査表		補 給 処 名	〇 〇 補 給 処		作 成 年 月 日	29.3.27	
車 両 番 号	01-8000		車 両 型 式	1/2tトラック (V16BBRSFA)		累 計 走 行 キ ロ	215,120	
登 録 年 月 日	15.4.1		経 過 年 数	13		使 用 年 数	13	
使 用 歴	使 用 部 隊 等 名		使 用 期 間		使 用 部 隊 等 名		使 用 期 間	
	〇 〇 普通科連隊 〇 〇 業務隊		15.4 ~ 21.3 21.4 ~ 現在					
前回の第3段階整備又は外注整備歴	実 施 年 月 日		主 要 整 備 箇 所					
	20.3.23		エンジンオーバーホール、マフラー交換					
修 理 費	部品材料費	部品定価合計	107,100 円	購入割引率	23 %	正味部品費	82,467 円	
		所要材料費	9,200 円					
	労務費	所要工数	163.0 M/H	単 価	400 円	労 務 費	65,200 円	
	合 計 額		156,867 円					
修 理 費 限 度 基 準			78,760 円					
修 理 適 否 判 定			修 理 不 適					
備 考	部品単価の算出は〇〇年度版価格表による。		調査官署名	火器車両部の技術課長又は整備部の武器課長 〇等陸佐 〇〇〇〇				

- 記載上の注意：1 「累計走行キロ」欄：不明の場合は「不明」と記入する。
- 2 「前回の第3段階整備又は外注整備歴」欄：車検整備のための外注整備は記入しない。
- 3 「修理費」欄：修理費見積表から算出する。
- 4 「備考」欄：部品単価を算出した価格表の発行年度を記入する。また事故車等でフレームが変形し、修理不能の場合は、「事故車、フレーム修理不能」と記入する。

修理費見積表		作成日付	車両番号			
欄番号	項目	修理内容		部品費	材料費	工数
1	ライト、計器					
2	エンジン本体、クラッチ					
3	ラジエータ					
4	燃料タンク、排気管、マフラ					
5	気化器、エアクリーナ、燃料ポンプ					
6	スタータ、ゼネレータ					
7	操向装置各部					
8	ブレーキ各部					
9	トランスミッション、トランスファ					
10	プロペラシャフト、ピローブロック					
11	フロントアクスル、ホイール					
12	リヤアクスル、ホイール					
13	スプリング、トルクロッド、ショックアブソーバ					
14	フード、フェンダ、ウインドシールド					
15	フレーム、トラニオンブラケット					
16	運転室、座席					
17	荷台、ほろ骨					
18	ウインチ、ダンプ装置、レッカ装置					
19	その他					
20	合計					

- 注： 1 タイヤ、チューブ、ほろ類、バッテリー、タイヤチェーン、携行工具、消火器、方向指示器、ウインドワイパ、ミラー、レフレクタ、ホーン、サイレン、運行記録計及び速度表示灯（付属品を含む。）については記入しないものとする。
- 2 修理内容は、修理部位の名称のみでなく、その修理内容を具体的に記入する。（オーバーホール、交換、修理等。）ただし、その修理内容に含まれる細部事項を記入する必要はない。